

最近の労働安全衛生行政から

令和4年2月3日

岡山労働局 労働基準部

健康安全課長 小松原 邦正

- 1 第13次労働災害防止推進計画の進捗
- 2 電離放射線障害防止規則の改正
- 3 溶接ヒュームが特定化学物質として規制対象
- 4 石綿対策の規制強化
- 5 事業者から保険者へ定期健康診断等記録の提供
- 6 事務所衛生基準規則の改正
- 7 化学物質規制体系の見直し
- 8 脳・心臓疾患の労災認定基準の改正
- 9 新型コロナウイルス感染拡大防止

1 第13次労働災害防止推進計画の進捗

第13次労働災害防止計画

2018年度を初年度として、5年間にわたり国が重点的に取り組む事項を定めた新「労働災害防止計画」を策定
岡山労働局『第13次労働災害防止推進計画』

計画の目標

死亡災害 前計画期間と比較して死亡者数を**15%以上**減少させ、2022年までに**13人以下**とする。

死傷災害 前計画期間と比較して死傷者数を**5%以上**減少させ、2022年までに**1,800人以下**とする。

重点とする業種の目標

	建設業	製造業	林業
死亡災害	15 % 以上 減 少 さ せ る		
労働災害	墜落・転落、崩壊・倒壊、 建設機械等災害	動力機械による災害	伐木作業における災害
	15 % 以上 減 少 さ せ る		

労働災害増加傾向の業種 道路貨物運送業、小売業、飲食店について、労働災害を**5%以上**減少させ、特に労働者数が大幅増加している**社会福祉施設の労働災害**は期間中に**減少**させる。

ストレスチェックの集団分析

規模50人以上の事業場について、ストレスチェック結果を集団分析する事業場数を**90%以上**とし、集団分析結果の活用を推進する。

13次防 数値目標に対する災害発生状況の推移

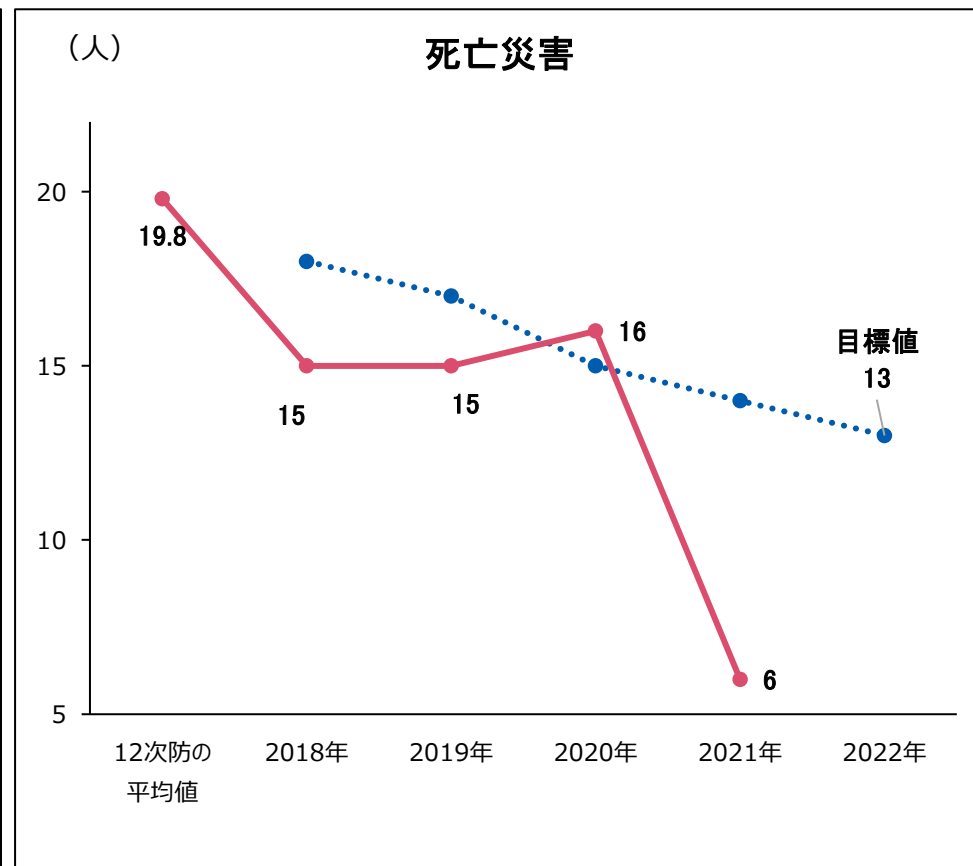
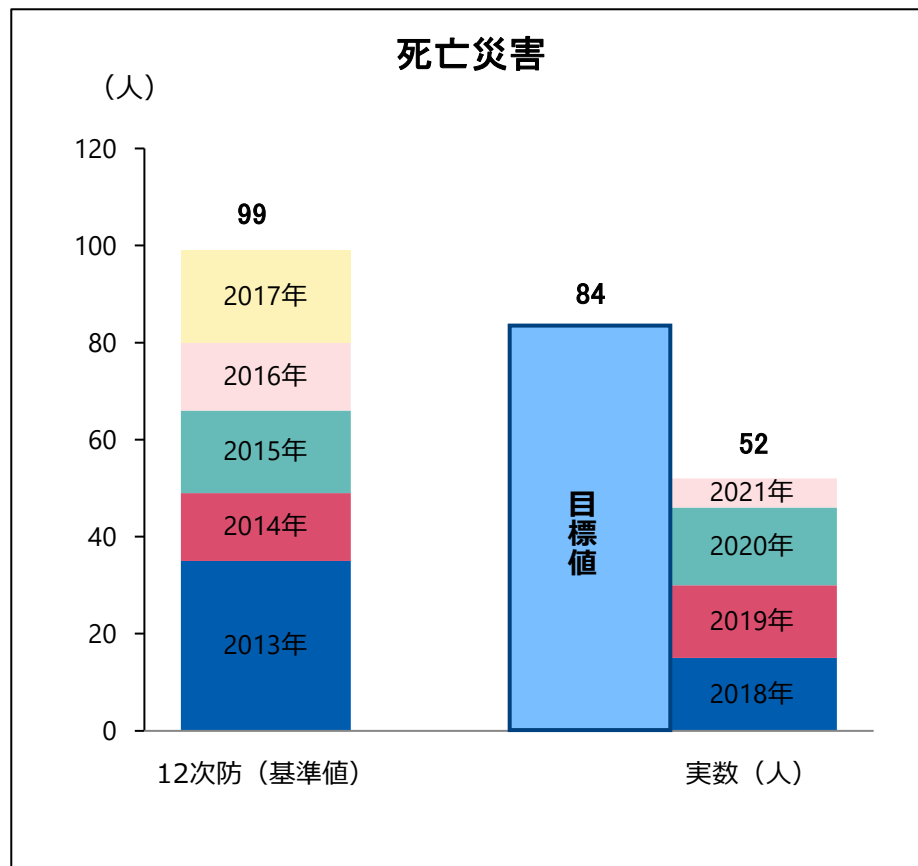
※「2021年」は12月末速報の値

【数値目標①】

死亡災害：前計画期間と比較し、計画期間中の死亡者数を**15%以上減少**させる。

【数値目標①】

死亡災害：令和4年（2022年）までに**13人以下**とする。



13次防 数値目標に対する災害発生状況の推移

※「2021年」は12月末速報の値

【数値目標②】

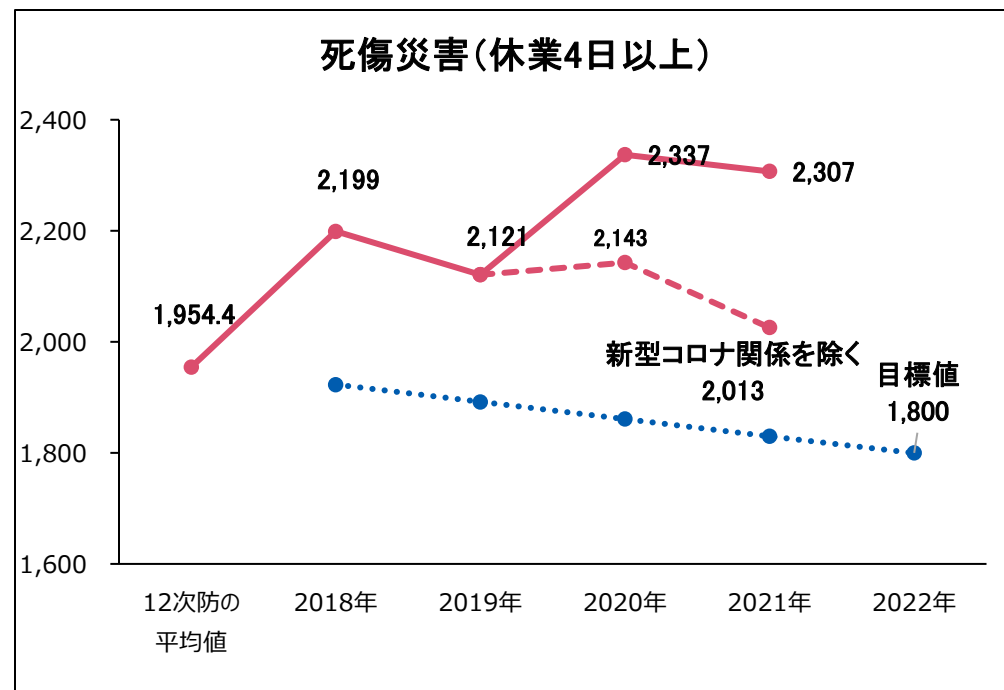
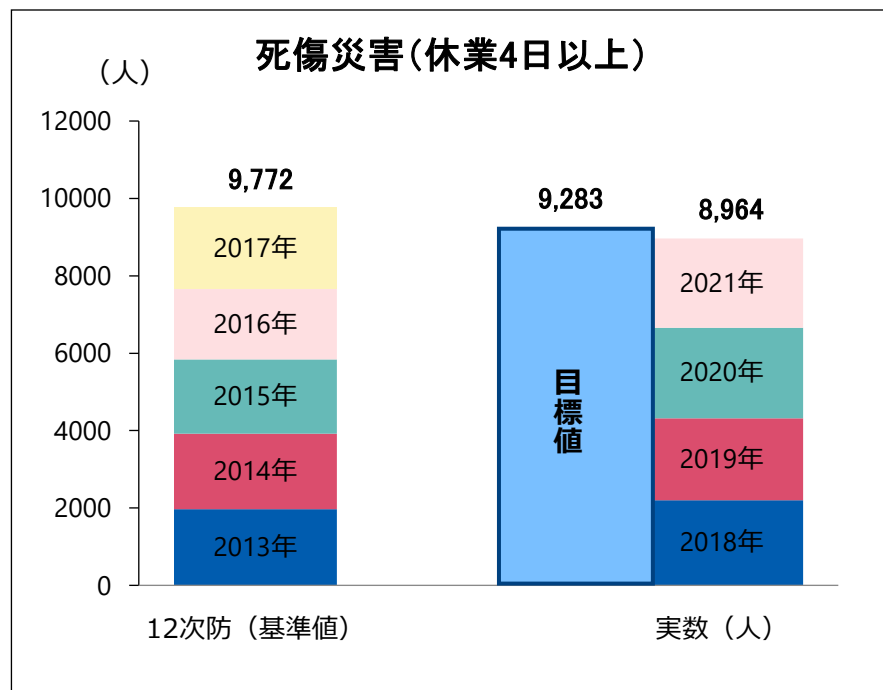
死傷災害（休業4日以上）：前計画期間と比較し、計画期間中の死傷者数を**5%以上減少**させる。

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	合計
12次防（基準値）	1,968	1,956	1,914	1,821	2,113	9,772
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	目標値
実数（人）	2,199	2,121	2,337	2,307		9,283

【数値目標②】

死傷災害（休業4日以上）：令和4年（2022年）までに**1,800人以下**とする。

	12次防の 平均値	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
目標値（人）		1,923	1,892	1,861	1,830	1,800
実数（人）	1954.4	2,199	2,121	2,337	2,307	



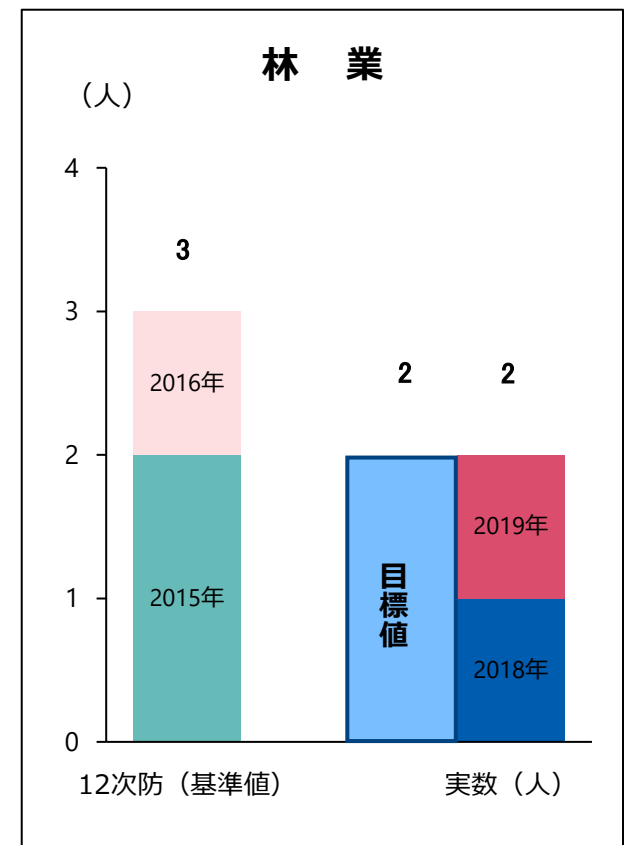
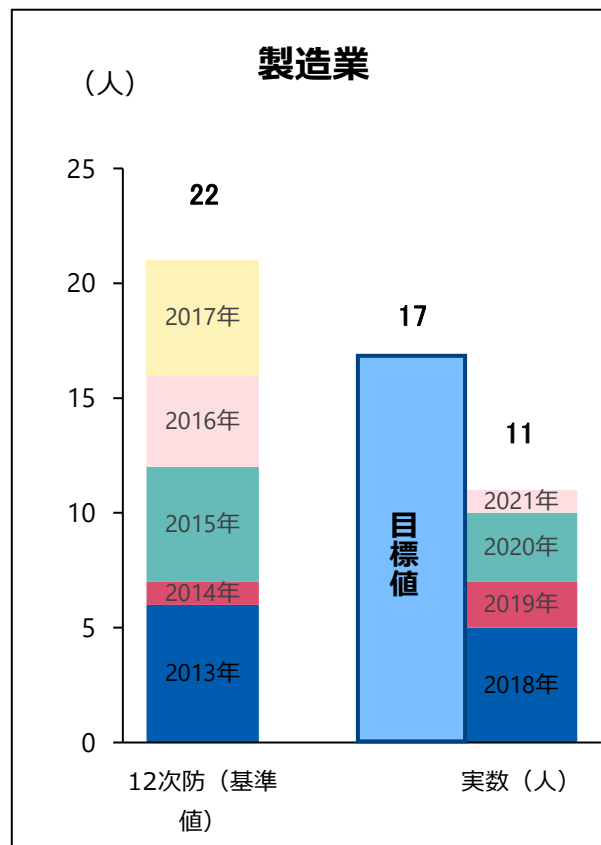
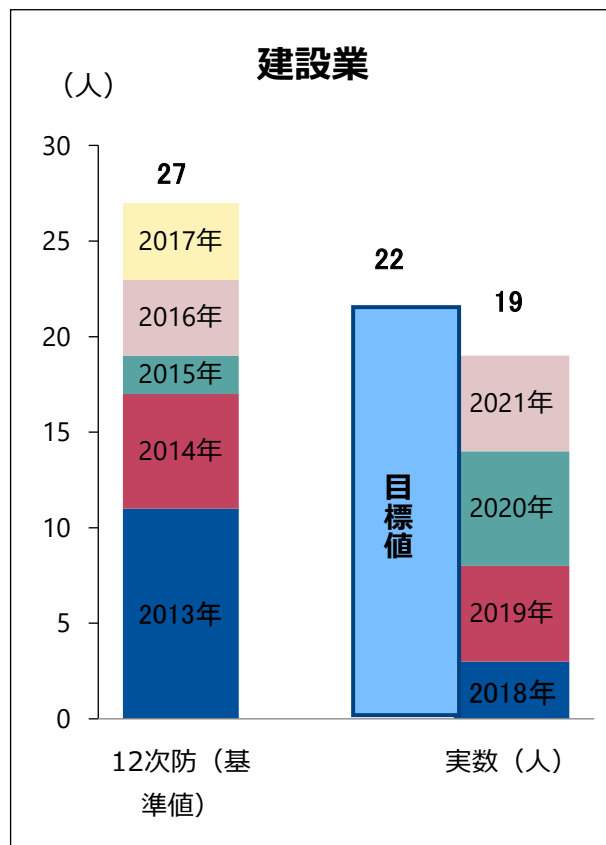
死傷数には、新型コロナウイルス感染による休業2020年194件、2021年294件（速報値）を含む

13次防 数値目標に対する災害発生状況の推移

※「2021年」は12月末速報の値

【数値目標③】

建設業、製造業、林業：計画期間中の死亡災害を15%以上減少させる。



13次防 数値目標に対する災害発生状況の推移

※「2021年」は12月末速報の値

【数値目標③】

建設業：墜落・転落、崩壊・倒壊、建設機械等災害を15%以上減少させる。

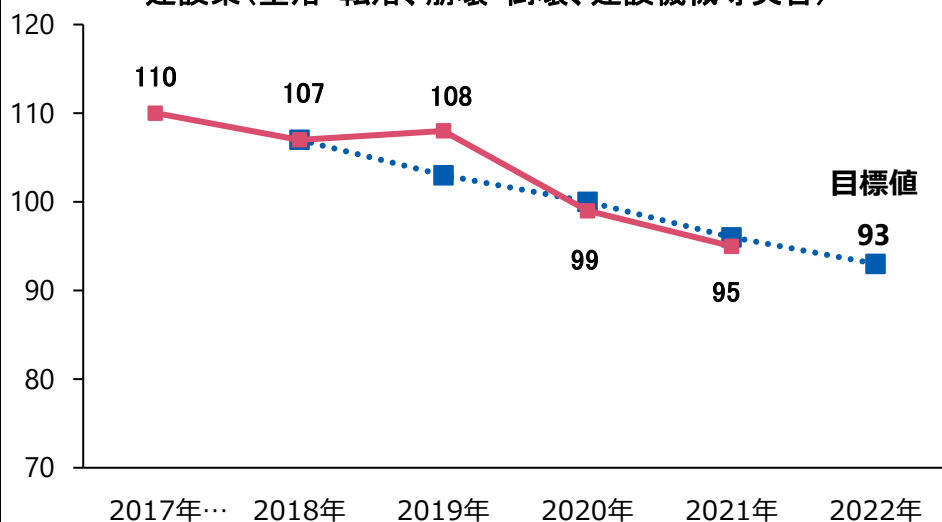
	2017年 (基準値)	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
目標値 (人)	/	107	103	100	96	93
実数 (人)	110	107	108	99	95	
① 墜落転落		(74)	(87)	(75)	(77)	
② 崩壊倒壊		(18)	(8)	(7)	(3)	
③ 建設機械等 (①②除く)		(15)	(13)	(17)	(15)	

【数値目標③】

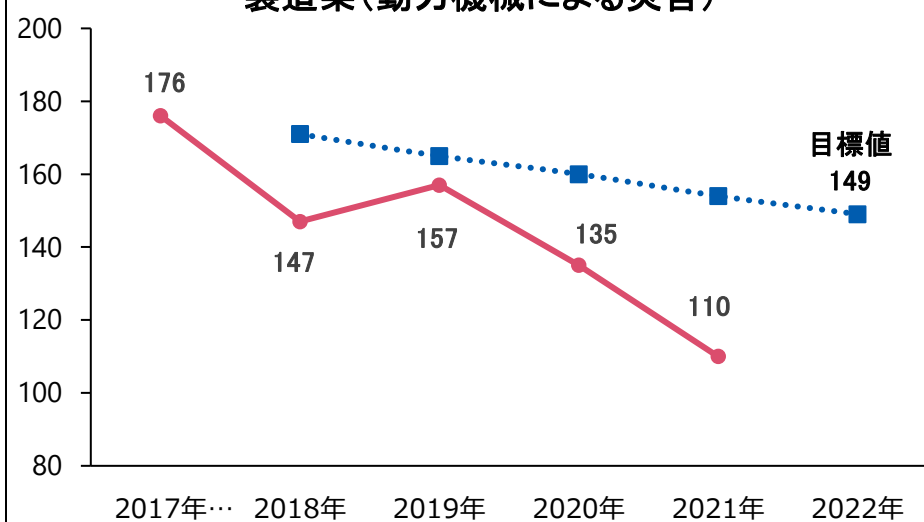
製造業：動力機械による災害を15%以上減少させる。

	2017年 (基準値)	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
目標値 (人)	/	171	165	160	154	149
実数 (人)	176	147	157	135	110	

建設業(墜落・転落、崩壊・倒壊、建設機械等災害)



製造業(動力機械による災害)



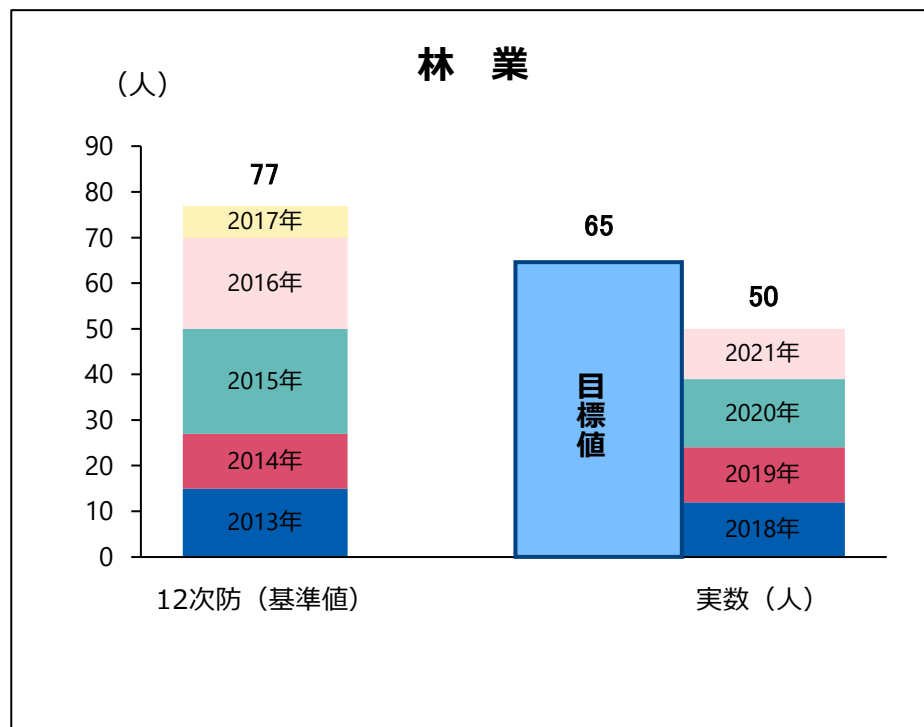
13次防 数値目標に対する災害発生状況の推移

※「2021年」は12月末速報の値

数値目標③

林業：伐木作業における災害を15%以上減少させる。

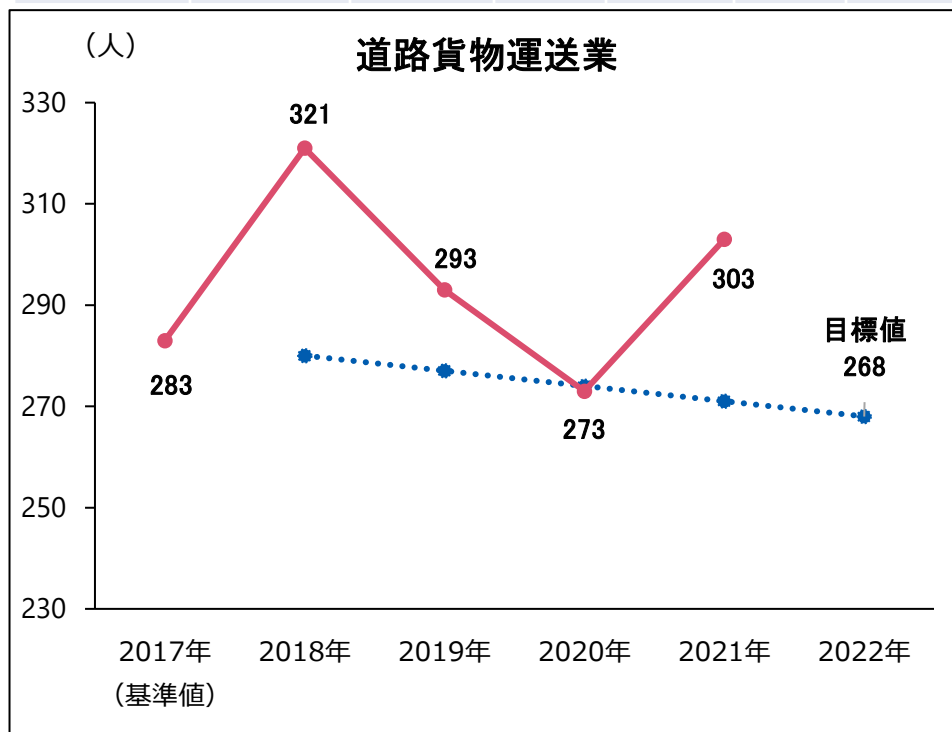
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	合計
12次防（基準値）	15	12	23	20	7	77
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	目標値
実数（人）	12	12	15	11		65



数値目標③

道路貨物運送業：期間中の災害を5%以上減少させる。

	2017年 （基準値）	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
目標値（人）		280	277	274	271	268
実数（人）	283	321	293	273	303	



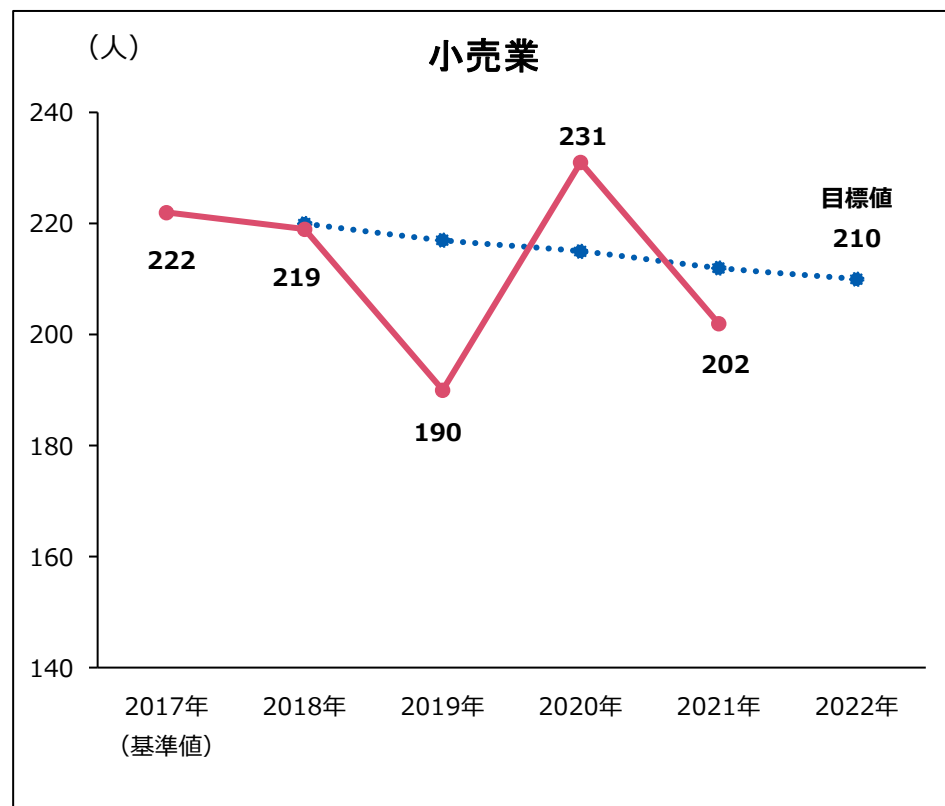
死傷数には、新型コロナウイルス感染による休業2021年1件（速報値）を含む

13次防 数値目標に対する災害発生状況の推移

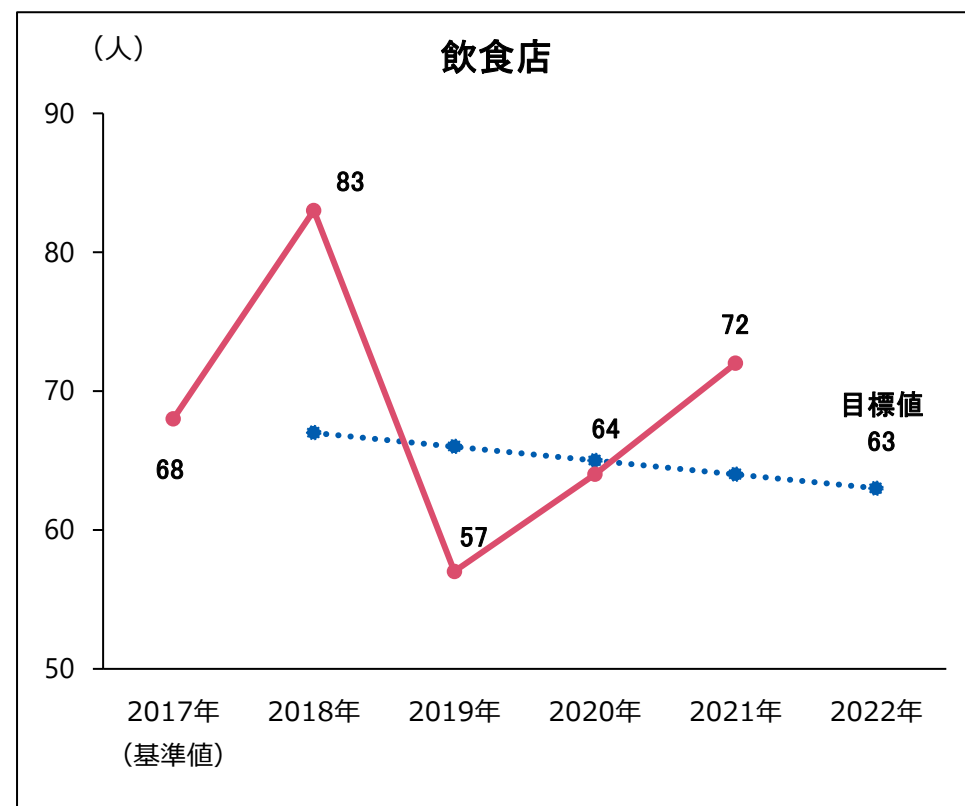
※「2021年」は12月末速報の値

数値目標③

小売業、飲食店：期間中の災害を5%以上減少させる。



死傷数には、新型コロナウイルス感染による休業2021年7件(速報値)を含む



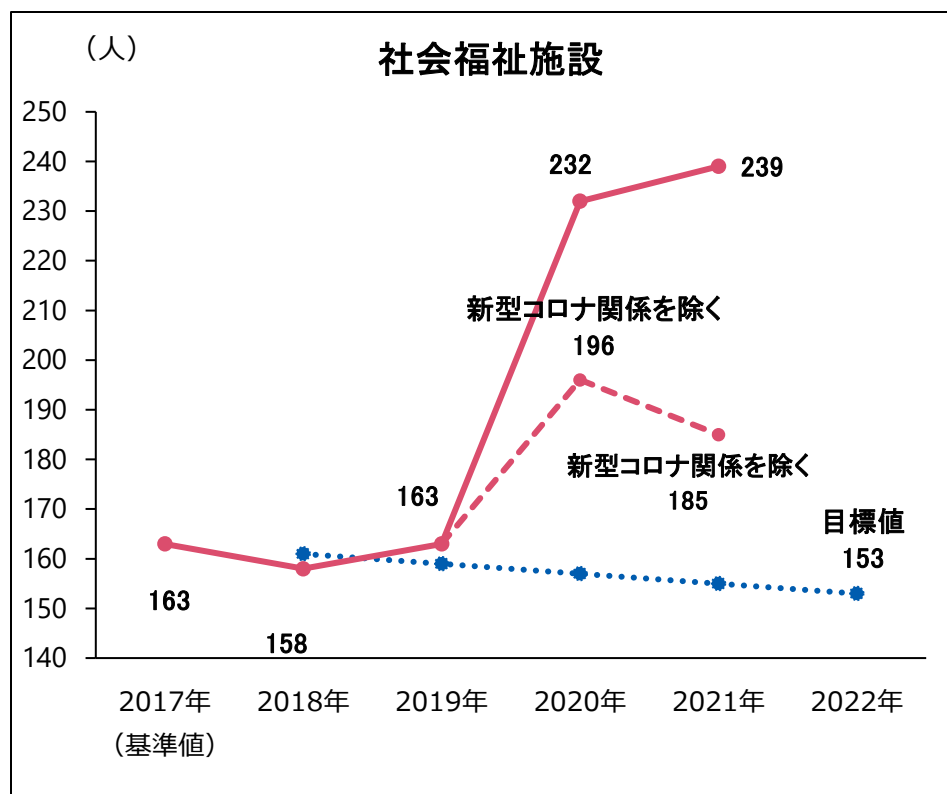
死傷数には、新型コロナウイルス感染による休業2021年12件(速報値)を含む

13次防 数値目標に対する災害発生状況の推移

※「2021年」は12月末速報の値

【数値目標③】

社会福祉施設：期間中に災害を**減少**させる。

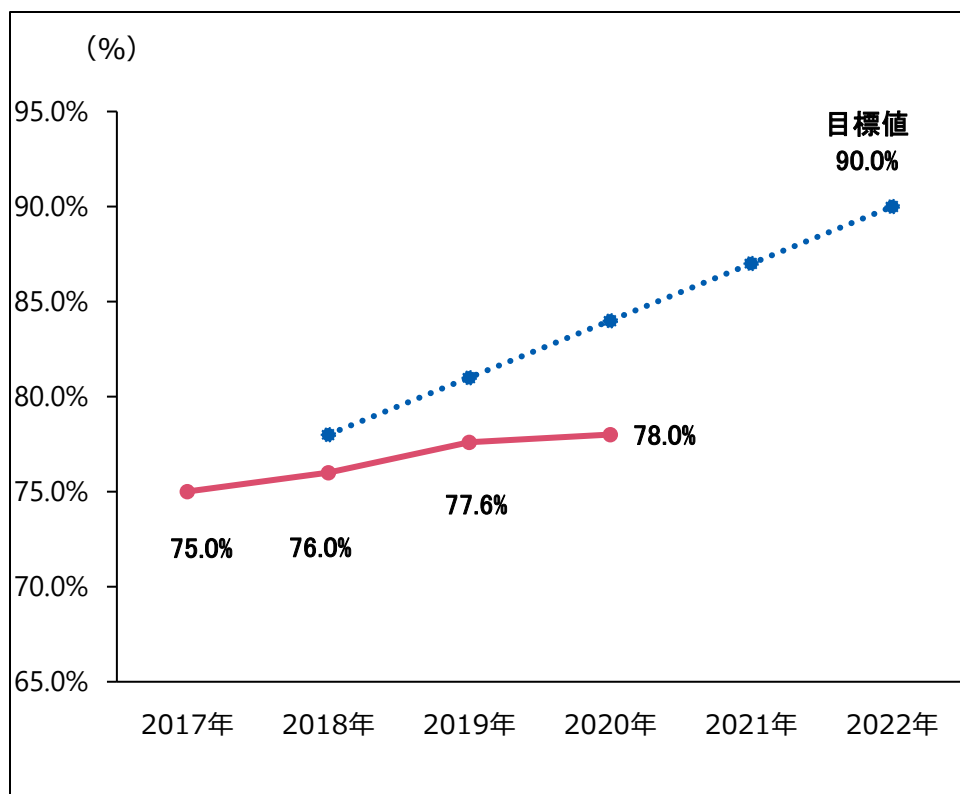


死傷数には、新型コロナウイルス感染による休業2020年36件、2021年54件（速報値）を含む

ストレスチェック結果の集団分析

【数値目標④】

規模50人以上の事業場について、**ストレスチェック結果を集団分析**する事業場を**90%以上**とし、集団分析結果の活用を推進する。



2 電離放射線障害防止規則の改正

規則改正の流れ

ICRP 眼の水晶体等価線量限界

「職業被ばくについて、定められた5年間の平均で年20ミリシーベルト
いずれの1年においても50ミリシーベルトを超えない」

ことを勧告

ICRP：国際放射線防護委員会

規則改正

厚生労働省では、平成30年（2018年）3月

眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会を設置

令和元年（2019年）9月に報告書

電離放射線障害防止規則を改正 令和2年(2020年) 4月1日公布 令和3年4月1日施行

2 電離放射線障害防止規則の改正

放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ

- 1 **1年間**につき150ミリシーベルトから **50ミリシーベルト** に引き下げ
- 2 **5年間**につき**100ミリシーベルト**の被ばく限度 を追加

令和3年4月1日施行

経過措置

- 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間
- 遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなお眼の水晶体に受ける等価線量が**5年間につき100ミリシーベルトを超えるおそれのある医師**であって、その行う診療に**高度の専門的な知識経験を必要**とし、かつ、そのために**後任者を容易に得ることができないもの**について、眼の水晶体に受ける等価線量の限度を、**1年間につき50ミリシーベルト**とすること
- また、当該医師の**令和5年4月1日から令和8年3月31日までの**眼の水晶体に受ける等価線量の限度を、**3年間につき60ミリシーベルト及び1年間につき50ミリシーベルト**とすること

2 電離放射線障害防止規則の改正

線量の測定方法の一部変更

- 管理区域の内部において受ける外部被ばくによる線量の測定について
1センチメートル線量当量、**3ミリメートル線量当量**及び70マイクロメートル線量当量のうち、**実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、当該線量を算定するために適切と認められるもの**について行うこととした

線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加

- 放射線業務従事者が眼の水晶体に受けた等価線量について
3月ごと及び1年ごとの合計に加え、**5年ごとの合計**を算定し、記録し、原則として30年保存することとした

2 電離放射線障害防止規則の改正

電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更

新様式

「眼の水晶体の等価線量による区分」の欄

「45mSv以下の者」	➡	「20mSv以下の者」
「45mSvを超え150mSv以下の者」		「20mSvを超え50mSv以下の者」
「150mSvを超える者」		「50mSvを超える者」

「各線量による区分」の欄

「検出限界未満の者」を追加

様式第2号(第58条関係)(表面)

電離放射線健康診断結果報告書

検査種別	80307	労働保険番号																																																																																										
対象年	7:平成 9:令和	月	月	日	(報告 回目)	健康年月日	7:平成 9:令和	月	月	日																																																																																		
事業の種類						事業場の名称																																																																																						
事業場の所在地						郵便番号						電話																																																																																
健康診断実施機関の名称及び所在地						在籍労働者数																																																																																						
従事労働者数	男	女	計			線量の種類	線量コード	線量コード	線量コード																																																																																			
有所見者数	男	女	計			具体的内容																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">眼の水晶体の等価線量による区分</th> <th colspan="3">眼の水晶体の等価線量による区分</th> <th colspan="3">眼の水晶体の等価線量による区分</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 検出限界未満の者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1 検出限界未満の者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1 検出限界未満の者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 50mSv以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2 20mSv以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2 150mSv以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 50mSvを超え150mSv以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3 20mSvを超え50mSv以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3 150mSvを超え500mSv以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 20mSvを超え50mSv以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4 50mSvを超え150mSv以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4 500mSvを超え1500mSv以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 50mSvを超え150mSv以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5 1500mSvを超え5000mSv以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>														区分	眼の水晶体の等価線量による区分			眼の水晶体の等価線量による区分			眼の水晶体の等価線量による区分			男	女	計	男	女	計	男	女	計	1 検出限界未満の者				1 検出限界未満の者				1 検出限界未満の者				2 50mSv以下				2 20mSv以下				2 150mSv以下				3 50mSvを超え150mSv以下				3 20mSvを超え50mSv以下				3 150mSvを超え500mSv以下				4 20mSvを超え50mSv以下				4 50mSvを超え150mSv以下				4 500mSvを超え1500mSv以下				5 50mSvを超え150mSv以下								5 1500mSvを超え5000mSv以下			
区分	眼の水晶体の等価線量による区分			眼の水晶体の等価線量による区分			眼の水晶体の等価線量による区分																																																																																					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計																																																																																			
1 検出限界未満の者				1 検出限界未満の者				1 検出限界未満の者																																																																																				
2 50mSv以下				2 20mSv以下				2 150mSv以下																																																																																				
3 50mSvを超え150mSv以下				3 20mSvを超え50mSv以下				3 150mSvを超え500mSv以下																																																																																				
4 20mSvを超え50mSv以下				4 50mSvを超え150mSv以下				4 500mSvを超え1500mSv以下																																																																																				
5 50mSvを超え150mSv以下								5 1500mSvを超え5000mSv以下																																																																																				

☐ ページ ☐ 総ページ

氏名
 産業医
 所属機関の名称及び所在地

年 月 日 事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

3 溶接ヒュームが特定化学物質として規制対象

溶接ヒューム

対象となる作業は、「溶接ヒューム」を**製造し、又は取り扱う作業**。

「**金属アーク溶接等作業**」とは、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業をいう。（特定化学物質障害予防規則第38条の21 第1項）

自動溶接を行う場合、「金属アーク溶接等作業」には、自動溶接機による溶接中に溶接機のトーチ等に近づく等、溶接ヒュームにばく露するおそれのある作業が含まれ、溶接機のトーチ等から離れた操作盤の作業、溶接作業に付帯する材料の搬入・搬出作業、片付け作業等は含まれない。

溶接ヒュームのばく露防止

令和2年4月22日政令、規則、告示の改正

令和3年4月1日施行

金属をアーク溶接する作業等に係る溶接ヒューム等へのばく露を防止するための措置

特定化学物質（労働安全衛生法施行令 別表第三 第二号 **第二類物質** 34の2）として「溶接ヒューム」を**追加**

- 金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場については、**全体換気装置による換気**（特化則第38条の21）
- 金属アーク溶接等作業を**継続して行う屋内作業場**において、

新たな金属アーク溶接作業等の方法を採用しようとするとき 又は

金属アーク溶接等作業の**方法を変更**しようとするとき

従事する労働者の**身体に装着する試料採取機器等**を用いて作業場の空気中の溶接ヒュームの**濃度を測定**

測定の**結果に応じて、換気装置の風量の増加その他の措置**を講じる 効果を確認するため濃度を測定

3 溶接ヒュームが特定化学物質として規制対象

溶接ヒュームのばく露防止

- **特殊健康診断の実施**（労働安全衛生法施行令第22条）

金属アーク溶接等作業に係る業務に常時従事する労働者について、**雇入れ**又は当該業務への**配置換え**の際及びその後**6月以内**ごとに1回、定期的に医師による健康診断を実施

健康診断の結果、**他覚症状が認められる者**等で、医師が必要と認める者については、医師による**追加の**健康診断を実施

健康診断の結果、異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するための必要な措置を講じる

別に「じん肺健康診断」の実施は必要（じん肺法に基づく）

- 金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う**屋内作業場の床等**を、**水洗等**によって容易に掃除できる構造のものとし、水洗等粉じんが飛散しない方法によって、**毎日1回以上**掃除する

- **特定化学物質等作業主任者**の選任（令和4年4月1日施行）（労働安全衛生法施行令第6条）

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから選任

- **有効な呼吸用保護具**の使用（令和4年4月1日施行）

- 呼吸用保護具（面体を有するもの）が適切に装着されていることを1年以内ごとに1回、定期的に**フィットテスト**（令和5年4月1日施行）

4 石綿対策の規制強化

石綿障害予防規則改正の流れ

石綿は平成18年（2006年）9月から輸入、製造、使用などが禁止されているが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶には石綿が使用されている可能性が高い。

「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、建築物、工作物及び船舶の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害を防止するため、所要の改正を行う。

規則改正

令和2年7月1日公布 令和3年4月1日施行（一部は令和2年10月1日、令和4年4月1日、令和5年10月1日）

◎工事開始前の石綿の有無の調査（方法の明確化）

石綿が含まれているかを事前に**設計図書などの文書確認と目視による調査**（事前調査）

調査結果の記録は3年間保存する必要 調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を掲示

事前調査は、厚生労働大臣が定める**講習を修了した者等**に行わせる義務（令和5年10月）

4 石綿対策の規制強化

主な規則改正

◎工事開始前の労働基準監督署への届出

保温材等（レベル2）の除去等工事の計画は14日前までに監督署に届けることが義務
一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果を**電子システム**で届けることが令和4年4月から義務

◎**負圧隔離を要する**（石綿含有吹付け材、石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材）作業に係る措置の強化

隔離・漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）

◎**隔離（負圧は不要）を要する**作業に係る措置の新設

けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設（隔離の義務化）

仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔離の義務化）

◎写真等による作業の実施状況の記録

作業の実施状況を写真、動画により記録し、**3年間保存**することが義務

4 石綿対策の規制強化

アスベスト
石綿の有無の

解体・改修・各種設備工事の
受注者の皆さまへ

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※ 2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開
予定です。公開までは、事前
調査結果の報告制度のページ
に自動転送されます。
※システムの利用にはgビズID
（gビジネスIDまたはgビズ
エントリー）が必要です。gビ
ズIDの発行手続きは↓
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム

検索

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

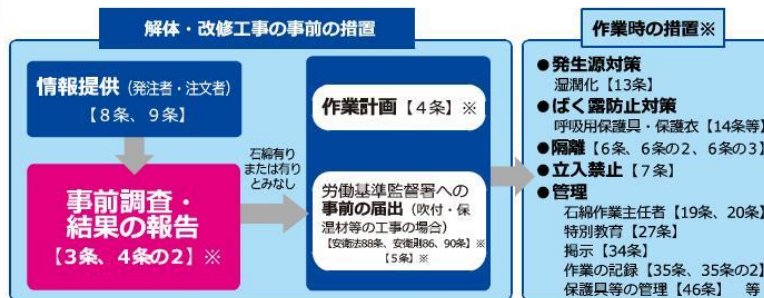
以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修（※1）	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物（※3）	解体・改修（※2）	請負金額が税込100万円以上

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）
- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
 - ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施（石綿障害予防規則の規制概要）

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿分散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。
また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索



5 事業者から保険者へ定期健康診断等記録の提供

定期健康診断等の記録を保険者に提供

（令和2年12月23日基発第6号 厚生労働省労働基準局長通達「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」）

- 保険者（医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合等をいう。）が特定健康診査・特定保健指導等の保健事業を的確に実施し、医療費適正化に取り組むとともに、制度間の健診の重複を避けるためには、事業者と保険者が緊密に連携し、定期健康診断等の結果を事業者から保険者に迅速かつ確実に情報提供することが不可欠
- **保険者から40歳以上の労働者の定期健康診断等の記録の写しを提供するよう求められた場合には、事業者は当該記録の写しを提供しなければならない**（高齢者の医療の確保に関する法律第27条）
- 定期健康診断等の記録の写しは、電子的な標準記録様式により提供を
- 定期健康診断等の情報提供にあたって、保険者番号、被保険者証等記号・番号が必要
- 健康診断実施機関と健康診断に関する契約をする際に、健康診断実施機関から直接医療保険者に結果を提供することについても契約を

定期健康診断等の検査項目の変更

- 定期健康診断等の**既往歴の調査**では、服薬歴と喫煙歴も聴取する。
- 定期健康診断等における**血糖検査**では、空腹時血糖、随時血糖（食直後（食事開始時から3.5時間未満）の採血は避ける）に加え、**ヘモグロビンA1c検査**を選択できる。（特定健康診査と揃った。）

6 事務所衛生基準規則の改正

室の照度

- 作業の区分を「**一般的な事務作業**」と「**付随的な事務作業**」の**2区分**に変更
(旧) 精密な作業(300ルクス)、普通の作業(150ルクス)、粗な作業(70ルクス)の3区分
- 照度基準を「一般的な事務作業」においては**300ルクス**以上、「付随的な事務作業」においては**150ルクス**以上とする。

トイレ設備

- 現行基準(男性用と女性用を区別、男性用大便器の便房は60人以内、小便所は30人以内、女性用便房は20人以内ごとにそれぞれ1個以上)は維持しながら、以下の**特例を設ける**。
 - ① 同時に就業する**労働者が常時10人以内である場合**は、現行で求めている男性用と女性用に区別することの例外として、**男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた1個の便房により構成される便所**(「**独立個室型の便所**」という。)を設けることで足りることとする。
 - ② **男性用と女性用に区別した便所を設置した上で、独立個室型の便所を設置する場合**は、男性用大便所又は女性用便所の便房の数若しくは男性用小便所の箇所数を算定する際に基準とする同時に就業する労働者の数について、**独立個室型の便所1個につき男女それぞれ10人ずつ減ずることができる**こととする。

施行期日等

- 公布日 令和3年12月1日 施行期日 公布日(室の照度については令和4年12月1日)

7 化学物質規制体系の見直し

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会

1 趣旨・目的

国内で輸入、製造、使用されている**化学物資は数万種類**に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない

化学物質による労働災害は年間450件程度で推移し、**法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものが8割を占める**状況にある

法令による規制の対象に追加されるとその物質の使用をやめ、危険性・有害性を十分に確認、評価せずに規制対象外の物質に変更し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生している

今後の職場における**化学物質等の管理のあり方**について検討

2 報告書

令和元年9月から令和3年7月まで検討会を開催 → とりまとめ

7 化学物質規制体系の見直し

自律的な管理を基軸とする規制への移行

1 特定の化学物質に対する個別具体的な規制から

 危険性・有害性が確認された**全ての物質**に対して、国が定める**管理基準の達成**を求め、達成のための**手段は限定しない方式**に **大きく転換**

＜新たな仕組み（自律的な管理）のポイント＞

■ 国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質に、以下の事項を義務づけ

- ・ 危険性・有害性の情報の伝達（譲渡・提供時のラベル表示・SDS交付）
- ・ リスクアセスメントの実施（製造・使用時）
- ・ 労働者が**吸入する濃度**を国が定める**管理基準以下に管理**

※発散抑制装置による濃度低減のほか、呼吸用保護具の使用などもばく露防止対策として容認

※管理基準が設定されていない物質は、なるべくばく露濃度を低くする義務

- ・ **薬傷や皮膚吸収**による健康影響を防ぐための**保護眼鏡、保護手袋等の使用**

■ 労働災害が多発し、**自律的な管理が困難な物質や特定の作業の禁止・許可制**を導入

■ **特化則、有機則**で規制されている物質（123物質）の管理は、**5年後を目途に自律的な管理に移行できる環境を整えた上で、個別具体的な規制（特化則、有機則等）は廃止**することを想定

7 化学物質規制体系の見直し

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会 報告書 ～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～ 令和3年7月19日

詳しくは、厚生労働省ホームページをご確認ください

- 「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」の報告書を公表します

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19931.html

こちらのQR
コードからで
もアクセスで
きます



8 脳・心臓疾患の労災認定基準の改正

脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準の改正のポイント

(令和3年9月14日基発0914第1号)

- **長期間の過重業務**の評価にあたり、**労働時間と労働時間以外の負荷要因**を総合評価して労災認定することを明確化

発症前1か月間に100時間または2～6か月間平均で月80時間を超える時間外労働の水準（いわゆる過労死ライン）には至らないがこれに近い時間外労働 + **一定の労働時間以外の負荷要因**

労働時間以外の負荷要因の見直し

拘束時間の長い勤務 不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務 出張の多い業務 温度環境や騒音

休日のない連続勤務 勤務間インターバルが短い勤務 事業場外における移動を伴う業務 心理的負荷を伴う業務（精神的緊張を伴う業務の内容を拡充） **身体的負荷を伴う業務** を評価対象として新たに追加

- **短期間の過重業務、異常な出来事の業務と発症との関連性が強いと判断できる例**を明確化

短期間の過重業務 発症直前から前日までの間に特に過度の長時間労働が認められる場合 発症前おおむね1週間継続して深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合

異常な出来事 業務に関連した重大な人身事故や重大事故に直接関与した場合 事故の発生に伴って著しい身体的、精神的負荷のかかる救助活動や事故処理に携わった場合 生命の危険を感じさせるような事故や対人トラブルを体験した場合 著しい身体的負荷を伴う消火作業、人力で除雪作業、身体訓練、走行等を行った場合 著しく暑熱な作業環境下で水分補給が阻害される状態や著しく寒冷な作業環境下での作業、温度差のある場所への頻回な出入りを行った場合

9 新型コロナウイルス感染拡大防止

取組の5つのポイント

- 1 テレワーク、時差出勤
- 2 気兼ねなく休めるルール
- 3 距離確保、換気、仕切り、マスク徹底、密にならない工夫
- 4 休憩室などの居場所の切り替わりや飲食の場での対策
- 5 手洗いや手指消毒、複数人が触る箇所の消毒

取組の5つのポイントの励行で、職域でのまん延防止はできます
正しくおそれることが大事

事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため
～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

■ 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。

■ ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

■ 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。

■ 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いけば☑	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署 R3.5

メンタルヘルス不調

- 職場でのコミュニケーション（フォーマル、インフォーマル）不足、会合の自粛、営業自粛、通常業務の不満足な履行、笑顔の不足、家族との繋がり不足などにより 「高ストレス」
- マスク着用によるストレス 脳への酸素供給不足



- ◆ ストレスチェックによる1次予防としての気づき
- ◆ ストレスチェック結果の集団分析と分析結果の活用
- ◆ リラクゼーション

岡山労働局は **twitter** を開設しています

令和3年6月1日より岡山労働局Twitterの運用を再開しました。

岡山労働局の取り組む政策に関する情報や職員採用情報等の情報をツイートしています。

岡山労働局ホームページに掲載していない情報をツイートすることもありますので是非フォローをお願いします。

▼岡山労働局Twitterの運用について

https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/newpage_00495.html

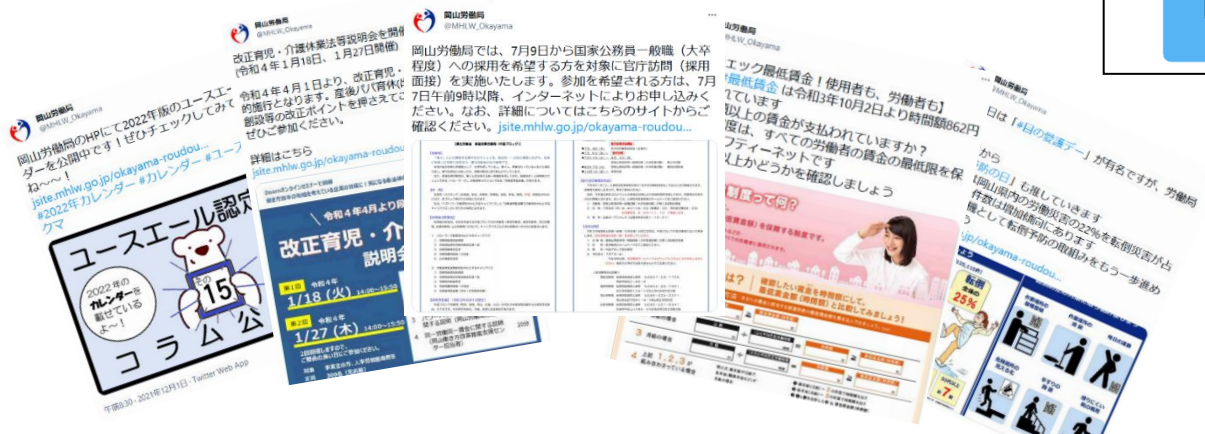
▼岡山労働局Twitterのアカウント

https://twitter.com/MHLW_Okayama

岡山労働局 Twitter

検索

こちらのQRコードからも
岡山労働局Twitterのアカ
ウントにアクセスできます



Twitterでは採用情報、労務管理、安全衛生、雇用環境・均等関係、賃金、雇用対策等の情報をツイートしています